

令和7年度 天塩町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の
補助があるんだって！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概 要

どんな世帯が
対象なの？

次の①～④の要件を全て満たす世帯です。

- ①令和7年3月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
- ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満^(注)の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯

どんな費用が
対象なの？

- | | |
|-----------|---|
| ・新居の住居費 | ㉗新居の購入費・リフォーム費用
㉘新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 |
| ・新居への引越費用 | ㉙引越業者や運送業者に支払った引越費用 |

いくら補助を
受けられるの？

㉗～㉙を合わせて1世帯あたり上限30万円です。
※29歳以下のご夫婦は上限60万円です。

申請方法は？

必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、直接申請してください。



【お問合せ先】

名称：天塩町 福祉課福祉係
住所：天塩町新栄通8丁目
電話番号：01632-2-1728